

基本理念

豊中市の中核病院として
「心温かな信頼される医療」
を提供します。

基本方針

1. 患者さんの立場に立った心温かな病院をめざします。
2. 地域の中核病院として安全で質の高い医療を提供します。
3. 医療機関との連携を密にし、市民の健康を守るために努力します。
4. 高齢化社会に対応する医療を推進します。
5. 医療従事者の教育・研修の充実を図ります。

病院だより

TOYONAKA MUNICIPAL HOSPITAL NEWS

とよなか No. 13

誰もが安心して出産できる環境を

周産期医療への取り組み



● 周産期医療体制が整備されるようになった経緯

平成8年に厚生労働省は、毎年出生率が減少していく中で低出生体重児（出生体重2500グラム未満）の割合が増加傾向にあることを重く見て「周産期医療対策事業実施要綱」を定め、全国に周産期母子医療センターの整備とシステム化を推進してきました。

周産期医療※に対する需要の増加

高齢出産・低出生体重児などによる
ハイリスクの妊婦・新生児への対応

適切な周産期医療供給の必要性の拡大

病床不足・人員不足、医療施設の機能に応じた整備が不十分

医療施設相互間の連携等情報伝達が不十分

救急搬送依頼に対して迅速な対応が必要

総合的な周産期医療体制を整備

妊娠・出産から新生児に至るまで
高度専門的な医療を効果的に提供

効率的な 周産期医療システムの構築



安心して子供を生み育てることが
できる環境づくりの推進を図る

※周産期医療：
妊娠後半期以降の母体・胎児及び何らかの
異常のある新生児に対する医療のこと。

● 周産期医療の現状

平成21年9月現在の周産期母子医療センターの認定箇所

	全国	大阪府
総合周産期 母子医療センター※	75 施設 (45都道府県)	5 施設
地域周産期 母子医療センター※	236 施設 (39都道府県)	13 施設

※総合周産期母子医療センター：
M-FICU（母体・胎児集中治療管理室）病床6床以上、
NICU（新生児集中治療管理室）病床9床以上有し、
母体・胎児に対する高度な周産期医療を行える医療
施設。

※地域周産期母子医療センター：
NICUを有し、比較的高度な周産期
医療を行える医療施設。

全国各地で周産期医療体制の整備が進められていますが、NICUの恒常的な満床状態や、医師不足など課題を抱えています。